

平成28年度社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 未就学児保育料貸付制度のご案内

子育て中の保育士を支援する貸付金です。

■貸付対象

平成28年4月1日以降、茨城県内の保育所等に勤務する次の(1)、(2)のいずれかに該当する方が貸付対象となります。ただし、保育士として週30時間以上の勤務を原則とします。

(1) 未就学児をもつ保育士で新たに勤務した方

(2) 未就学児をもつ保育士で産後休暇又は育児休業から復帰した方

※平成28年度の申請は平成29年3月1日までに就業又は復帰した方となります。

(平成29年3月2日以降の就業又は復帰した方は4月1日以降申請してください。)

■申請受付期間

平成28年11月14日(月)～平成29年3月3日(金)

■貸付額(無利子)

1ヶ月あたりの保育料の半額(ただし月額2万7千円を上限とします。)

■貸付期間

勤務を開始した日から1年間

■申請方法

就職(復帰)した保育所等を通じて募集要項を入手し、申請書を作成のうえ、茨城県社会福祉協議会へ提出してください。なお、申請にあたっては次の書類等が必要となります。

雇用証明書/未就学児の保育料が確認できる書類/保育士登録証の写し/
住民票/連帯保証人の署名・押印(所得証明書、印鑑登録証明書添付)等

■その他

茨城県内の保育所等において、保育士として2年間業務に従事した場合、貸付金の返還が免除されます。

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部(人材自立育成担当)

(電話) 029-350-8366

茨城県社会福祉協議会保育士修学資金

検索

